

早期再就職支援助事業（早期再就職支援助成金）Q&A（R8.6版）

このQ&Aは、琴浦町早期再就職支援助成金交付要綱に定めることのほか、制度を運用するにあたり、わかりにくい点について考え方を示すものです。

【支給対象事業者について】

Q 1 この助成金を受けるために事業主として必要な要件は何ですか。

A 次の全てを満たす事業者です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 対象労働者を町内に所在する事業所で雇用した事業主であること、又は対象労働者と町内に所在する事業所が雇用契約を結んでいること。
- 3 対象労働者をハローワーク等の紹介により、送出企業離職後6か月以内に正規雇用した事業主であること。
- 4 送出企業の親会社に該当しない事業主であること。
- 5 町の要請する書類を適切に提出できる事業主であること。
- 6 対象となる離職者を雇入れるにあたって、以前より雇用している労働者で雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇していないこと。

Q 2 本社又は採用を行う人事部等が町内に所在しない場合は対象になりますか。

A 本社又は採用を行う人事部等が町内に所在しない事業主であっても、町内に所在する事業所で対象労働者を勤務させる場合は本制度の対象となります。

【正規雇用について】

Q 3 正規雇用労働者とはどのような要件を満たす必要がありますか。

A 次の全てを満たす者です。

- 1 雇用期間の定めのない雇用者
- 2 1週間の所定労働時間が週30時間以上の者
- 3 他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者
- 4 雇用保険の被保険者（雇用保険の加入要件を満たす雇用者に限る）
- 5 事業者が法人である場合又は5人以上雇用する個人事業主である場合は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること

※1～5について労働条件通知書、雇用契約書、就業規則等により確認できること。

※嘱託・パート・アルバイトと判断される場合は対象外となります。

Q 4 正規雇用労働者の要件に退職金の有無は含まれますか。

A Q3の1～5が要件であり、退職金や賞与の有無等は判断に含まれません。

【申請手続きについて】

Q 5 助成金の申請はいつすればいいですか。

A 正規雇用した日から3か月経過後に交付申請をしてください。

ただし、申請漏れを防ぐため、正規雇用した日から1か月以内に雇用報告書を提出してください。

Q 6 対象労働者が雇用から3か月経過後に自己都合により退職した場合は対象となりますか。

A 申請の時点で在職していれば対象になります。

詳しくは申請時にご相談ください。

【対象労働者について】

Q 7 対象労働者は町内在住者に限られますか。

A 令和8年1月1日以降は町内在住者に限られず、対象労働者の要件を満たす者は町外在住者であっても対象となります。